

文部科学省・スポーツ庁における 熱中症対策について



文部科学省

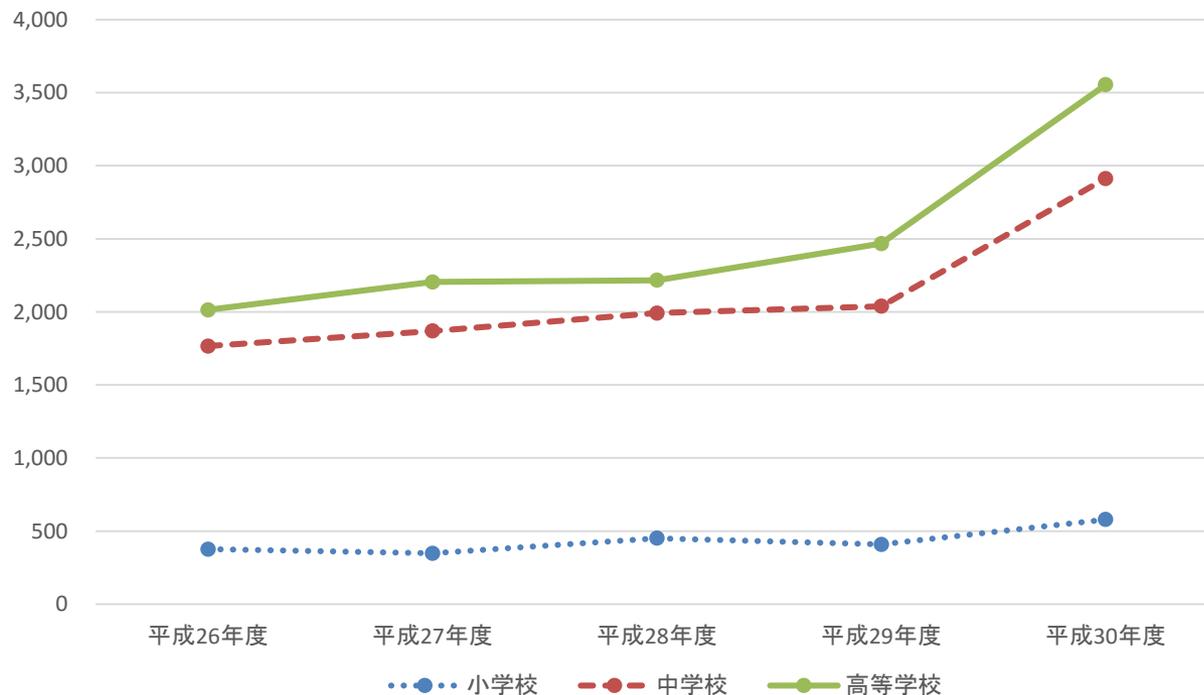


スポーツ庁

学校の管理下における熱中症事故発生状況

- 近年、学校の管理下における熱中症事故は増加傾向、平成30年度は特に増加した。

学校の管理下における熱中症の発生状況



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	376	348	451	408	579
中学校	1,766	1,869	1,992	2,038	2,912
高等学校	2,013	2,204	2,216	2,467	3,554
計	4,155	4,421	4,659	4,913	7,045

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

文部科学省における熱中症事故の防止(通知等①)

● 毎年暑くなり始める5月に全国の教育委員会等に熱中症事故の防止について依頼

元文科教第72号
令和元年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国公立大学法人担当課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長
各国公立高等専門学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長
滝波



(印影印刷)

熱中症事故の防止について(依頼)

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別紙1のとおり、学校の管理下における熱中症事故は発生しており、児童生徒が死亡する事案も生じています。特に、昨夏においては、広範な地域にわたって気温の高い日が続き、その記録的な高温により、児童生徒等が熱中症で体調を崩す事案が例年以上に多く発生したところであり、夏季における児童生徒等の健康確保に向けた取組は喫緊の課題となっています。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会においては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の学校法人及び学校に対し、国公立大学担当課においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては、所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対し、周知されるようお願いいたします。

記

1. 熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

2. 政府においては、平成25年度から、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等を強化して、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、一般参加が可能な取組として、令和元年6月2日から3日にかけて、「熱中症対策シンポジウム」(参考資料1)を開催するとともに、令和元年度は4月19日から10月14日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供(参考資料2)しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月改訂文部科学省)、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」(平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)、「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂環境省)及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

文部科学省における熱中症事故の防止(通知等②)

● 6月下旬にも政府の熱中症予防強化月間(7月1日～8月31日)に併せて再度熱中症事故防止について依頼

事務連絡
令和元年6月27日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について」(令和元年5月24日付け元文科教第72号)により周知しているところですが、政府においては、7月1日から8月31日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。関係の皆様においては、「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、身体の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について啓発パンフレット、DVD、児童生徒等への指導教材や教室や廊下などの掲示に使用できる教材カードなどを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」

や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2019」等の熱中症対策普及啓発資料を提供しているほか、熱中症の予防に有効な暑さ指数(WBGT)のメール配信なども行っています。各学校等におかれては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

[参考資料]

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - ・「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」(パンフレット)
 - ・「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」(DVD)
 - ・「学校屋外プールにおける熱中症対策」(パンフレット)
 - ・「熱中症対応フロー」(ポスター)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx
 - ・「教材カード」※毎年5月と7月のテーマは熱中症
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx
- 環境省
 - ・熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>
(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報も充実しています。)
 - ・「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂 環境省)
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2917)
E-mail: anzen@mext.go.jp

文部科学省における熱中症事故の防止(啓発資料や周知)

● パンフレット等を作成し、全国の教育委員会等に配布

学校において熱中症の予防や児童生徒等が熱中症にかかった場合の対応が的確に行われるよう、平成31年3月に熱中症の予防や応急措置等についてまとめたパンフレット及び映像資料(DVD)を作成し、全国の教育委員会、学校、中体連及び高体連等に配布。日本スポーツ振興センターのホームページに掲載やスポーツ庁SNSでも注意喚起。

【熱中症を予防しようパンフレット及びDVD】



【学校屋外プールにおける熱中症対策パンフレット】



● 教育委員会担当者等に対する関係会議を通じた指導

都道府県・指定都市の学校安全担当者や体育担当者等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導。 ※直近では令和元年5月30日～31日健康教育・食育行政担当者連絡会議において周知

文部科学省における熱中症対策（空調設備）

- 平成30年度第1次補正予算において、熱中症対策としての公立小中学校等への空調整備のため817億円を計上し、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を創設。
- 地方公共団体が希望する全ての教室への空調の新設について措置。

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金

概要

ブロック塀の倒壊事案や今夏の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子供たちの安全と健康を守るため、公立学校における倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策や熱中症対策としての空調設備の整備を推進する。

ブロック塀の安全対策 168億円

地震災害における被害を踏まえた各学校設置者における倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策を支援。

熱中症対策としての空調整備 817億円

近年の厳しい気象条件に対応するため熱中症対策として各学校設置者における空調設備の整備を支援。

新制度の創設

【新制度の概要】

交付金算定割合：1/3

交付金算定対象の範囲：下限額 400万円以上の事業（1設置者あたり） 上限額 2億円（1校あたり）

地方財政措置：起債充当率 100%、元利償還金の交付税算入率 60%

※平成30年度第1次補正予算を活用。（2019年度への繰越は可能）

ブロック塀の安全対策



敷地境界へのフェンス設置のイメージ

- 倒壊の危険性のある塀を再整備
- 安全を脅かす危険リスクを排除

熱中症対策としての空調整備



普通教室への空調設置のイメージ

- 熱中症等の健康被害を防止
- 夏季における教育環境を確保

安全で安心な教育環境を構築

本臨時特例交付金により公立小中学校等の普通教室における空調設備の設置率は令和元年度中には9割に達する見込み

- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成し、全国のスポーツ指導者等に配布

スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック



日本スポーツ協会指導者養成・研修事業で配布

【対象】

コーチ
上級コーチ
ジュニアスポーツ指導員
スポーツプログラマー
スポーツドクター
アスレティックトレーナー
クラブマネジャー

地域に普及

スポーツ少年団

地域スポーツ